南アルプス市自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない

「地域ささえ愛社会」の実現

２０１９（平成３１）年～２０２４年

平成３１年３月

南アルプス市

目　次

第１章　この計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１　策定の趣旨
　２　計画の位置づけ
　３　計画の期間

第２章　南アルプス市における自殺の現状　・・・・・・・・・・・・　４
　１　自殺者数とその推移など
　２　自殺の特徴

第３章　自殺対策の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・　７
　１　自殺は追い込まれた末の死
　２　計画の基本理念
　３　自殺計画の基本方針

第４章　自殺対策の具体的な取り組み　・・・・・・・・・・・・・　１０
　１　基本施策
　（１）地域おけるネットワークの強化
　（２）自殺対策を支える人材の育成
　（３）市民への啓発と周知
　（４）生きることの促進要因への支援
　（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育
　２　重点施策
　（１）働き盛り世代への対策
　（２）生活困窮者・無職者への対策
　（３）シニア世代・高齢者への対策

第５章　自殺対策の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
　１　計画の数値目標
　２　計画の推進体制

第６章　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

第１章　この計画について

１　策定の趣旨

この計画は、南アルプス市における自殺対策の取り組みを推進するための総合的な指針となるものです。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、心の健康の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれる状況は、誰にでも起こりうる、生きることの危機なのです。

わが国では、平成１０年以降、年間３万人を超える人が自殺で亡くなる深刻な状態が続きました。平成１８年には自殺対策基本法が制定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、国をあげた自殺対策の取り組みが動き出しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺は、「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数も減少傾向にあるなど成果が上がりつつあります。

しかし、今なお年間自殺者数は２万人を超え、自殺死亡率（人口１０万人あたりの自殺による死亡率）は、先進７カ国の中で最も高い状態にあります。平成２８年には自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として、すべての都道府県及び市町村で格差なく実施されるよう、自殺対策計画の策定が義務づけられました。

南アルプス市は、「ともに生き支えあう地域づくり」を基本理念とする地域福祉計画のもと、福祉総合相談体制を掲げ、これまでにも地域自殺対策緊急強化事業などを通じて自殺対策に取り組んできました。「生きることの包括的な支援」は、全ての世代に向けた地域包括ケアシステムの実現につながるものともいえます。

少子高齢化と人口減少が進むこの先の時代に、市民一人ひとりの幸せに生きる権利が尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない南アルプス市」となれるよう、この計画のもと、地域全体で自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進していきます。

２　計画の位置づけ

この計画は、国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第１３条の規定による市町村地域自殺対策計画です。

南アルプス市のまちづくり全体の基本方針である南アルプス市総合計画のもと、地域福祉計画や健康増進計画をはじめ関連分野の計画との連携により、市における自殺対策の総合的な推進を図ります。山梨県の自殺対策推進計画との整合にも留意します。

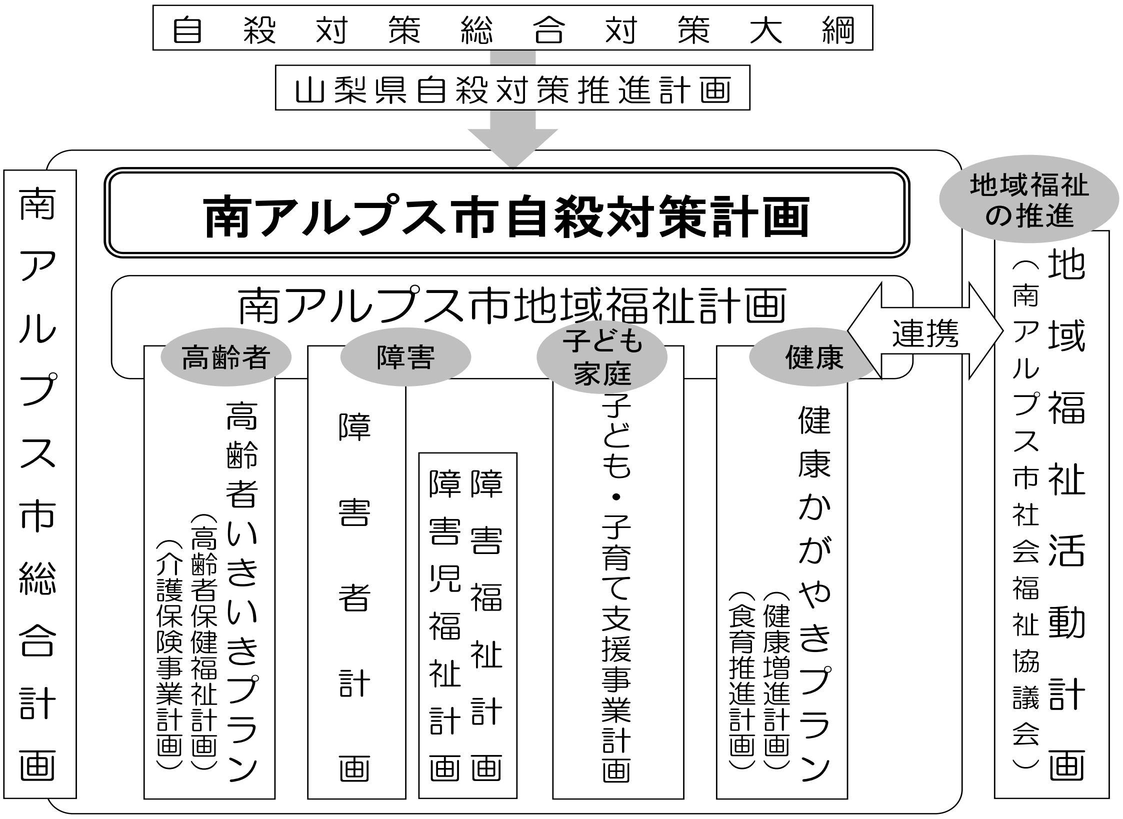

３　計画の期間

計画期間は、平成３１年度から２０２４（平成３６）年度までの６年間とします。

平成２８年の自殺対策基本法改正、平成２９年の自殺総合対策大綱改定を受け、早期に市の指針を定めるため、平成３０年度に計画を策定しました。そのうえで、地域福祉計画など他の計画と終期をあわせ、一体的な推進や見直しを行うこととしました。

計画（年度）			～H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37～ 2025
自殺対策計画								**第１期**						
総合計画				第２次										
地域福祉計画				第３次					第４次					
各部門計画	高齢者いきいき	高齢		第５期			第６期			第７期				
		介護		第６期			第７期			第８期				
	障害者計画			第３次					第４次					
	障害福祉計画			第４期			第５期			第６期				
	障害児福祉計画						第１期			第２期				
	子ども・子育て支援事業計画			第１期					第２期					
	健康かがやき	健康	第２次（2005～）						第３次（～2029）					
		食育	第１次（2005～）						第２次（～2029）					
地域福祉活動計画（社協）				第３次					第４次					

第２章　南アルプス市における自殺の現状

１　自殺者数とその推移など

（１）自殺者数の推移

本市における年間自殺者数は、最近５年間では、平成２６年の１８人をピークに年々減少傾向にあります。全国的にも減少傾向ですが、依然として毎年２万人を超す人が自殺で亡くなっています。

	H25	H26	H27	H28	H29
南アルプス市	17 人	18 人	11 人	10 人	8 人
山　梨　県	204 人	203 人	151 人	147 人	143 人
全　　　国	27,041 人	25,218 人	23,806 人	21,703 人	21,127 人

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

なお、同じ期間中に交通事故で亡くなった人は２～６人でした。一人ひとりの命の重みを思うとき、自殺者数の現状は、決して軽視できないものです。

	H25	H26	H27	H28	H29
南アルプス市	3 人	6 人	2 人	5 人	2 人
全　　　国	4,388 人	4,113 人	4,117 人	3,904 人	3,694 人

出典：人口動態統計

全国の交通事故死者数は、昭和４５年の１６，７６５人をピークに減少してきました。シートベルトの着用や飲酒運転撲滅をはじめ、子どもからお年寄りまで社会全体で交通安全に取り組んでいる成果といえます。

自殺対策も同様に、地域社会をあげた取り組みが必要です。

（２）自殺死亡率の推移

人口１０万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率は、最近５年間、全国より低い水準で推移しています。なお、本市は人口１０万人未満のため、算定方法の影響を受けやすく、年度ごとの変動の幅が大きくなっています。

	H25	H26	H27	H28	H29
南アルプス市	23.2	24.6	15.1	13.8	11.1
山　梨　県	23.6	23.6	17.7	17.3	16.9
全　　　国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」／単位は１０万対

（３）年代別自殺者数と男女別割合（平成２５～２９年の合計）

年代別自殺者数は、５０歳代の自殺が最も多く、全国値よりも高くなっています。

総数では、４０歳代から６０歳代の中高年層が全体の半数を占めています。

また、男女別では、男性が約７割を占めています。

	～19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳～
総　数	3 人	5 人	10 人	10 人	14 人	8 人	4 人	10 人
男　性	5%	5%	8%	8%	17%	9%	5%	11%
女　性	0%	3%	8%	8%	5%	3%	2%	5%

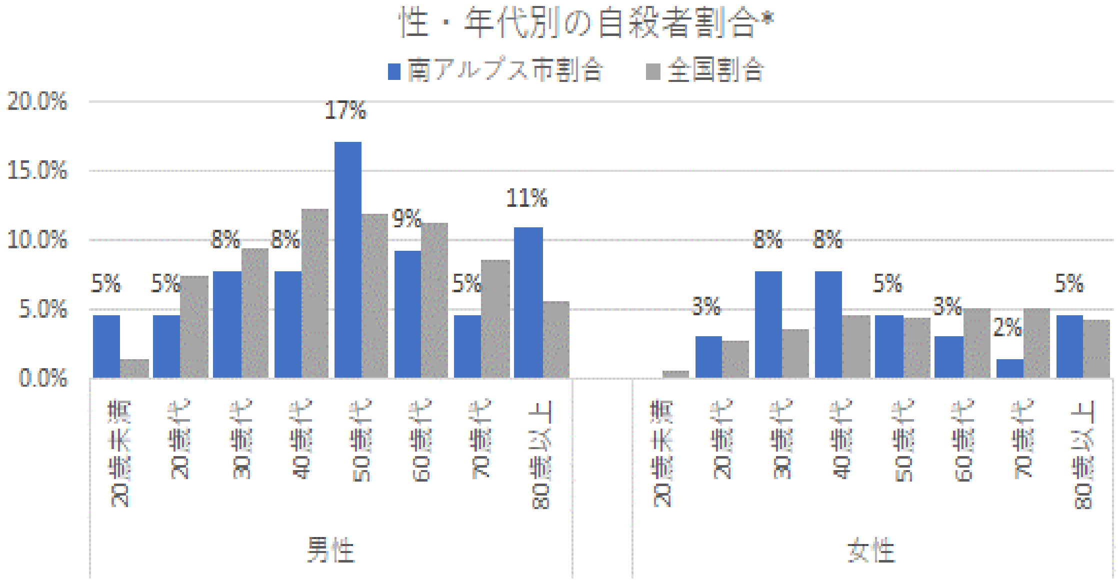

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（４）自殺者における職業の有無（平成２５～２９年の合計）

職業の有無をみると、働き盛りといえる４０～５９歳では有職者が多く、２０～３９歳の若年層では無職者が上回っています。

	20～39 歳	40～59 歳	60 歳以上
有　職　者	5 人	15 人	6 人
無　職　者	10 人	9 人	16 人

出典：地域自殺実態プロファイル

（５）自殺者における同居人の有無（平成２５～２９年の合計）

同居人の有無では、家族と同居している人が８割以上と高い割合を占めています。

	20～39 歳	40～59 歳	60 歳以上
同　居	12 人	21 人	15 人
独　居	3 人	3 人	7 人

出典：地域自殺実態プロファイル

（６）自殺者における未遂歴の有無（平成２５～２９年の合計）

自殺対策において、自殺未遂者はハイリスクの対象とされています。

本市においては２割余りの人に自殺未遂歴がありました。未遂歴のない人の自殺も多いことがわかります。

	あり	なし	不詳
南アルプス市	23.4%	60.9%	15.6%
全　　国	19.7%	61.0%	19.4%

出典：地域自殺実態プロファイル

２　自殺の特徴

平成２５年から平成２９年の５年間の自殺の実態について、国の自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」では、本市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位５区分が示されました。

同プロファイルではこの属性情報を踏まえ、本市において推奨される自殺対策の重点課題として「勤務・経営」「無職者・失業者」「高齢者」「生活困窮者」に対する取り組みが挙げられました。

上位５区分	自殺者数 ５年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 40～59 歳有職同居	10 人	15.6%	24.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:女性 40～59 歳無職同居	6 人	9.4%	28.4	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
3 位:男性 60 歳以上無職同居	6 人	9.4%	26.5	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4 位:男性 60 歳以上無職独居	5 人	7.8%	148.9	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5 位:女性 20～39 歳無職同居	5 人	7.8%	37.0	DV 等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺

※属性は性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別で区分されています。

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。

※自殺死亡率の母数（人口）は平成２７年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計されたものです。

※「背景にある主な自殺の危機経路」には、ＮＰＯ法人ライフリンクが実態調査をもとに分析を行った『自殺実態白書 2013』を参考に、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうち主なものが記載されています。

第３章　自殺対策の基本的な考え方

１　自殺は追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ行為そのものだけでなく、そうせざるを得ない状況に追い込まれる過程として見る必要があります。

様々な悩みの重なりや、大きすぎる役割への負担感などから心理的に追いつめられたり、社会とのつながりが減り、自己肯定感を喪失して生きていても仕方ないと感じたりする中で、ほかの選択肢が考えられない危機的な状況に至るのです。

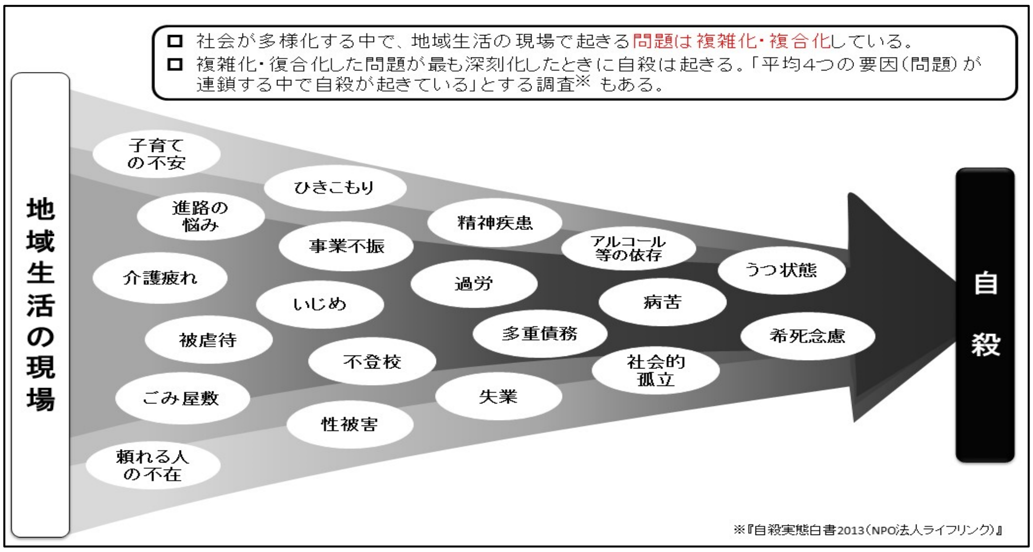

個人の自由な意思や選択の結果（自己責任）と見るのでなく、「追い込まれた末の死」と捉えることは、自殺対策を考えるうえで非常に重要です。

２　計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「地域ささえ愛社会」の実現

この計画は「誰も自殺に追い込まれることのない「地域ささえ愛社会」の実現」を基本理念とします。「地域ささえ愛」は、これまでも自殺対策の事業で合言葉としてきたものです。

自殺対策基本法は、その目的を「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現」と規定しています。その健康や生きがいが損なわれ、人が自殺に追い込まれる社会には、生きることを左右する様々な要因が取りまいています。

自殺対策は、そうした取りまく要因（環境）への手立てです。生きることを阻害するのでなく促進する地域をつくるという観点で、計画を推進していきます。

３　自殺対策の基本方針

国の自殺総合対策大綱を踏まえ、次の４つを本市の自殺対策の基本方針とします。

① 生きることの包括的な支援として推進する

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感や人間関係、ライフスキル（問題対処能力）等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、失業や借金、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時です。

自殺対策の本質は、生きることの支援にあります。「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やすことが重要です。

社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る方向で、あらゆる取り組みを総動員し、「生きることの包括的な支援」として推進します。

生きることの **阻害要因**	将来への不安や絶望、失業や不安定雇用、過重労働、借金や貧困 家族や周囲からの虐待・いじめ、病気・介護疲れ 社会や地域に対する不信感、孤独、役割喪失感　など
生きることの **促進要因**	将来の夢、家族や友人との信頼関係、やりがいのある仕事や趣味 経済的な安定、ライフスキル（問題対処能力）、信仰、 社会や地域に対する信頼感、楽しかった過去の思い出、自己肯定感 など

（NPO 法人ライフリンク作成）

② 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む

自殺対策は、地域のあらゆる分野や機関が関わるものとして進めます。

ＮＰＯ法人ライフリンクの調査によると、自殺者の約７割が、亡くなる前に何らかの専門機関に相談していたとされます。悩みを抱え、訪れた相談先で、必要な支援に確実につながれることが、尊い命をつなぎます。

地域住民、民間団体、公的機関の協働、とりわけ市民の暮らしに関わる行政の全庁的な連携が重要です。困難を抱える人の早期発見と、包括的な支援のネットワークの一翼を、誰もが担っているという意識づくりにつとめます。

③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる

自殺対策を次の３つのレベルでとらえ、総合的に推進していきます。

「対人支援のレベル」　自殺リスクを抱えた個人の問題解決に取り組む。
「地域連携のレベル」　個人を支える網の目として、関係機関の支援者が連携する。
「社会制度のレベル」　人を自殺に追い込むことのない支援制度や地域社会を築く。

④ 実践と啓発を両輪として推進する

自殺対策の実践的な取り組みが地域に広がり、根づくために、両輪として周知・啓発につとめます。自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりうる危機」であることや、危機に陥った人の心情や背景、危機に陥ったら誰かに助けを求めてよいことなどが地域全体の共通認識となるよう、広報活動、教育活動を積極的に行います。

第４章　自殺対策の具体的な取り組み

１　基本施策

基本方針及び基本理念を踏まえ、体系的な自殺対策の取り組みを進めます。
基本施策は、国の定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされた５つの基盤的な取り組みです。

（１）地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取り組みです。既存の各分野のネットワークを活用しながら、生きることの包括的な支援につなげるための連携を強化します。

【南アルプス市自殺対策推進会議の開催】

副市長を本部長とし、幹部職員からなる推進会議を開催し、市の自殺対策の現状や課題の共通理解を深め、関係部署の円滑な連携の基盤とします。自殺対策を、福祉部門に限らない庁内各部局に関わるものとして、総合的かつ効果的に推進します。
（福祉総合相談課）

【庁内セーフティネット連絡会議の開催】

身近な市役所の窓口が、市民の生活の困りごとや背景にある問題に気づき、福祉部門との横断的連携により早期に対応できるよう、税や保険、ゴミなど暮らしに関わる庁内各課の担当職員による連絡会議を開催します。　　　（福祉総合相談課）

【各分野の地域ネットワークとの連携】

高齢、障害、児童など保健福祉分野で開催される各種会議（地域支えあい協議体、障害者施策推進協議会、子ども・子育て会議、健康づくり推進協議会等）において、市の自殺対策や相談体制を周知し、幅広く住民や関係機関との連携を進めます。
（福祉総合相談課ほか）

【保健所「地域セーフティネット連絡会議」への参画】

県中北保健所峡北支所管内の自治体や医療機関、警察、消防等で構成される連絡会議に参画し、本市単独では対策が困難な課題について広域で話し合い、解決に取り組みます。　　　　（福祉総合相談課、健康増進課）

（2）自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいなければ機能しません。身近な地域で支え手となる市民や、自殺対策の視点をもって実践・連携できる様々な分野の関係者を増やすため、研修等の機会を充実します。

【地域住民や関係団体向けの研修の開催】

ゲートキーパーは、保健、福祉、教育、産業、地域など様々な分野や立場で、悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聞き、支援や相談につなぐ見守り役です。

地域コミュニティや民生委員、愛育会などの団体とも連携し、養成講座の開催を進めるほか、自殺予防の視点を取り入れた各種研修の充実を図ります。

（福祉総合相談課ほか）

【支援関係者や専門職のための研修や事例検討会の開催】

福祉、介護、医療等に従事する専門職もまたゲートキーパーとして、自殺リスクに気づき、見守り役となれるよう、自殺予防の視点を盛り込んだ研修機会の充実を図ります。

また、支援関係者が日々の業務の中で、生きづらさを抱える方への包括的な支援の視点を持てるよう、地域の基幹的な支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援センター等）と連携して、研修や事例検討の場の充実を進めます。

（福祉総合相談課ほか）

【市職員を対象とした研修の開催】

生活の困りごとを抱える市民と接する機会の多い庁内セーフティネット連絡会議の関係各課や、日々の窓口業務にあたる若手職員等を対象に、困難を抱える方の背景や心理、具体的な相談のつなぎ先などを知らせる研修を行います。

全庁的な人材育成の観点で毎年度継続的に取り組み、市民のいのちと暮らしのセーフティネットとなるべき市役所の機能を高めます。

（福祉総合相談課、人事課）

【ゲートキーパー】
自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り）を図ることができる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。１人でも多くの人に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺予防につながります。（出典：厚生労働省）

（３）市民への啓発と周知

地域のネットワークや相談体制を整えると同時に、市民がその存在を知り、自殺対策や精神疾患への正しい理解を深められることが重要です。

様々な機会や媒体を通じて、地域全体への啓発と周知を図ります。

【イメージキャラクターや啓発グッズを活用した周知】

平成２４年度に市民からの応募で決定した自殺予防のイメージキャラクター（つなピョン）や標語を活用し、啓発活動を進めます。

また、相談先を掲載したメモ帳やカードを各方面に配布し、支援が必要な市民に情報が届くよう継続して周知を行います。

（福祉総合相談課）

【自殺対策強化月間における取り組み】

毎年３月の自殺対策強化月間に、市の広報誌に自殺予防のポイントや相談窓口などの情報をまとめて掲載し、市の自殺対策の周知を行います。

（福祉総合相談課、秘書課）

【地域ささえ愛セミナーの開催】

地域福祉に関する最新の知見や先進事例、本市の取り組みを、市民や民生委員、支援関係者が学べるセミナーを毎年度開催します。地域の中で一人ひとりがどのような状況にあっても、同じ市民として尊重され、助けあう「地域ささえ愛社会」をともに考える輪を広げ、社会全体の自殺リスクの低下につなげます。

（福祉総合相談課）

（4）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを合わせて行うことにより、自殺リスクを低下させる必要があります。

様々な分野の市の取り組みを通じて「生きることの促進要因」の強化を図ります。

【居場所や役割を創出する支援の推進】

厳しい状況におかれ、生きることの危機にある人ほど、周囲からは見えにくく孤立しやすくなります。孤立を防ぐには、子どもや高齢者をはじめ誰にとっても「居場所」や「役割」があることが重要です。

高齢者や子育てなどのサロン活動、地域支えあい協議体や子どもの貧困対策などの充実を図るほか、特定の場所に限らずひとりにとって安心できる居場所が用意できるような、人と人との関係性や絆の創出に取り組みます。

（保健福祉部各課）

【相談支援体制の強化】

市では福祉総合相談体制を掲げ、地域福祉計画に定める各圏域（階層）に必要な相談支援の機能を順次整備し、連携のネットワークを構築しています。

自殺の背景となる様々な要因を見逃すことなく、適切な支援につなげるためには、各種の相談支援機関が、ひとりの困りごとを制度や対象で区切ることなく包括的に捉える視点を共有する必要があります。

地域の多職種・多機関が、自殺対策の観点からも日々の連携を深められるよう、研修や事例検討、連絡会等の機会を充実し、福祉総合相談体制の強化を図ります。

（保健福祉部各課）

【自殺未遂者や遺された親族等への支援】

自殺未遂者が再企図に至るのを防ぐため、消防本部などの関係機関や県の自殺再企図防止ケア事業等と連携し、対象者の把握を図るとともに、医療機関やライフコーディネーターと協力し、生きるための保護因子を増やしていけるよう、包括的な相談支援を実施します。

また、自死遺族の方に対して、支援に関する情報が届くよう、広報等により、各種相談機関や相談会等の情報の周知に努めます。

（消防本部、福祉総合相談課）

（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

自殺対策は、様々な世代や対象にわたる課題ですが、とりわけ、若年層の死因における自殺の割合は高止まりしており、その対策が急務です。

自殺の発生を防ぐには、困ったとき「助けて」と言えることや、相談先に関する情報を知っていることなど、人生で直面する様々な困難やストレスへの対処法を早い時期から身につけておくことが重要です。

地域の未来を担う、将来ある世代への早期支援として、児童生徒に対し、ＳＯＳの出し方に関する教育の機会を設けるとともに、教職員との連携を進め、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

【児童生徒のためのメンタルヘルス教育の実施】

自殺リスクのある子どもたちは、親や教員には話さないことを、友人には話す傾向があるとされます。話を聞いた友人等が、抱え込んだり、悩んだりせず、誰かに相談できるようにすることが重要です。

困ったら相談して良いこと、相談窓口があることなどを子どもたちに伝える機会として、学校との連携により「ＳＯＳの出し方教育」を推進します。各種相談支援機関の精神保健福祉士等が講師となり、自らが相談窓口となることも伝えます。

（福祉総合相談課）

【教職員を対象とした研修の開催】

心の問題を抱えるなど困難な状況にある子どもやその保護者に対して、教育と福祉が連携して支援できるよう、教職員を対象とした研修を毎年度開催します。

子どもの困り感や、背景にある世帯の課題に気づく大切さ、多機関協働の必要性、困難だけでなく子どもの希望や強みに焦点をあてる支援の重要性など、視点や価値の共有を意識し、協力しあえる関係性づくりに取り組みます。

（福祉総合相談課、学校教育課）

２　重点施策

重点施策は、国の自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」で挙げられた、本市の重点課題（自殺リスクの高い属性への対策）を踏まえた３つの重点的な取り組みです。

（１）働き盛り世代への対策

過重労働や職場の人間関係などのストレスから、メンタルヘルスに不調を抱える労働者の増加は全国的な課題です。一方、仕事や家庭において相応の重責を担う人の多い働き盛りの世代が、自らの健康を見落としがちであったり、相談行動に消極的であったりする中で、自殺リスクを抱えてしまうことも懸念されています。

広く健康への意識づくりや職域へのアプローチ、相談機会の提供などにより、働く人の自殺対策に取り組みます。

【健康づくりの推進】

自らの健康を気づかうことは、市民の誰でもできる、より良く生きるための具体的な取り組みの第一歩です。家庭や職場にある様々なストレスや不健康な生活習慣に気づくことや、お互いを気にかけあい、健康や病気のことを話題にするだけでも、意識は変わってきます。現在進めている「南アルプス市健康リーグ」の取り組みを、広く市民の各世代に広げ、健康をキーワードとしたまちづくりを推進します。

また、自殺のリスクがある方ほど、自分自身の健康への関心が低く、誰かと気にかけあう関係性も乏しい面があります。健康診断の未受診者に対して、自殺予防の観点からも働きかけを進めます。

（健康増進課）

【小規模な事業所へのメンタルヘルス対策の推進】

５０人未満の小規模な事業所においても、メンタルヘルス対策が行き届くよう、精神科医を講師として保健所が開催する「出張メンタルヘルス講座」の実施を、市内の事業所に周知していきます。

（福祉総合相談課、観光商工課）

【精神科医療との協働体制の推進】

働く人をはじめ、メンタルヘルスの不調を抱える人の困りごとを受け止める場として、精神科医師による「こころの健康相談会」を年間通じて定期的に開催します。

また、休職中の方や認知症の方への個別支援、市民向けのメンタルヘルス研修など、日々の事業において積極的に精神科医の協力を仰ぎ、自殺防止対策をともに担っていくためのネットワークづくりに努めます。

（福祉総合相談課、障害福祉課、介護福祉課ほか）

（２）生活困窮者・無職者への対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」の一つであり、自殺リスクを高める要因になりかねません。生活困窮により自殺リスクの高い市民に対し「生きることの包括的な支援」の提供を強化するとともに、そのような支援を担う人材の育成も推進します。

また、生活困窮を単に経済的な貧困のみと捉えず、社会とのつながりや自己肯定感の獲得などの視点も重視した支援を展開していきます。

【生活困窮者自立支援事業の推進】

生活困窮に陥り孤立にある心理の理解に努めて支援にあたる中で、生きるための促進要因を少しでも増やしていけるように専門性を持って取り組みます。既存の支援や制度の狭間にある方の相談も断らない相談支援を展開し、課題を整理し必要な相談機関へ繋ぐだけでなく、新たな資源を創出するなどの支援を通じ、地域づくりにも努めます。

（福祉総合相談課）

【庁内の横断的連携による支援】

制度の狭間にある人や、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人を、地域で早期発見し、確実に支援していくための包括的な支援体制づくりを進めていくことは、福祉部門のみでは実現できません。自殺対策推進会議や庁内セーフティネット連絡会議などを活用し、市役所全体として、「誰も自殺に追い込まれることのない「地域ささえ愛社会」の実現」の理念を広げていけるよう取り組んでいきます。

（保健福祉部各課、関係各課）

【法曹関係者との協働体制の推進】

法テラス山梨が開催する「生活困窮者自立支援に係る法テラス山梨地方協議会」を通じ、弁護士等の専門家との連携構築、また、法テラスや弁護士会、司法書士会等の各種相談制度の活用により、法的視点の相談を必要とする方が相談支援を受けられるための取り組みを推進していきます。

（福祉総合相談課、みんなでまちづくり推進課）

（３）シニア世代・高齢者への対策

高齢者は、加齢による心身の機能低下や病気、死別や離別、生きがいや役割の喪失等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクが急速に高まることがあります。そのような課題を踏まえつつ、地域包括ケアシステムと連動し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち生活ができるよう「生きるための包括的な支援」を提供していきます。

【地域包括支援センターの機能強化】

初期相談や介護予防、虐待の早期発見などの機能を、より身近な生活圏域できめ細かく展開していけるよう、民間委託により地域包括支援センターの増設を進めます。相談支援の質の向上に努め、制度や分野を越えた総合的・専門的な相談支援機能を発揮していけるよう、障害、生活困窮など他分野の機関との横断的な連携や、身近な地域で早期に相談ができるようコミュニティ・ソーシャル・ワーカーとの協働も進めていきます。

（介護福祉課）

【身近な地域の支えあいや生活支援サービスの充実】

高齢者が軽度の生活支援を必要とした時に、必要な訪問・通所・見守りも含めたきめ細かなサービスが身近な地域で創出されるような取り組みを進めます。住民やボランティア、ＮＰＯなどの多様な担い手による資源がうまれるよう、「地域ささえあい協議体」をはじめとする各方面に伝え、協働のネットワークづくりを進めていきます。

（介護福祉課）

【本人支援や家族支援の充実】

認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰もが集える場としての認知症カフェを増やします。当事者同士の交流を促進するとともに、介護者の孤立や抱え込みを防止し精神的負担の軽減を図ります。また、家族介護者が認知症の病気を理解し、介護方法や対応方法などを学べる学習会を開催するなど、家族の介護を支援していきます。

（介護福祉課）

第５章　自殺対策の推進体制

１　計画の数値目標

２０２６年における本市の自殺死亡率　１０．０ 以下

（参考）２０２６年における国の数値目標　１３．０以下
県の数値目標　１３．０以下

国の自殺総合対策大綱では、自殺者数は減少傾向にあるものの、非常事態はまだ続いていると指摘されています。その上で、２０２６年までに、自殺死亡率（※１）を２０１５年と比べて３０％以上減少させるとの数値目標を掲げています。

本市でもこれに準じ、当面の目標を２０２６年に設定し、２０１５年の自殺死亡率１５．１に対し、３０％以上の減少を目標に自殺対策に取り組みます。

※１：自殺死亡率とは・・・人口１０万人当たりの自殺者数

２　計画の推進体制

この計画に基づく自殺対策の進捗状況は、庁内で組織する南アルプス市自殺対策推進会議で評価、検証を行い、全庁をあげて自殺対策を推進していきます。

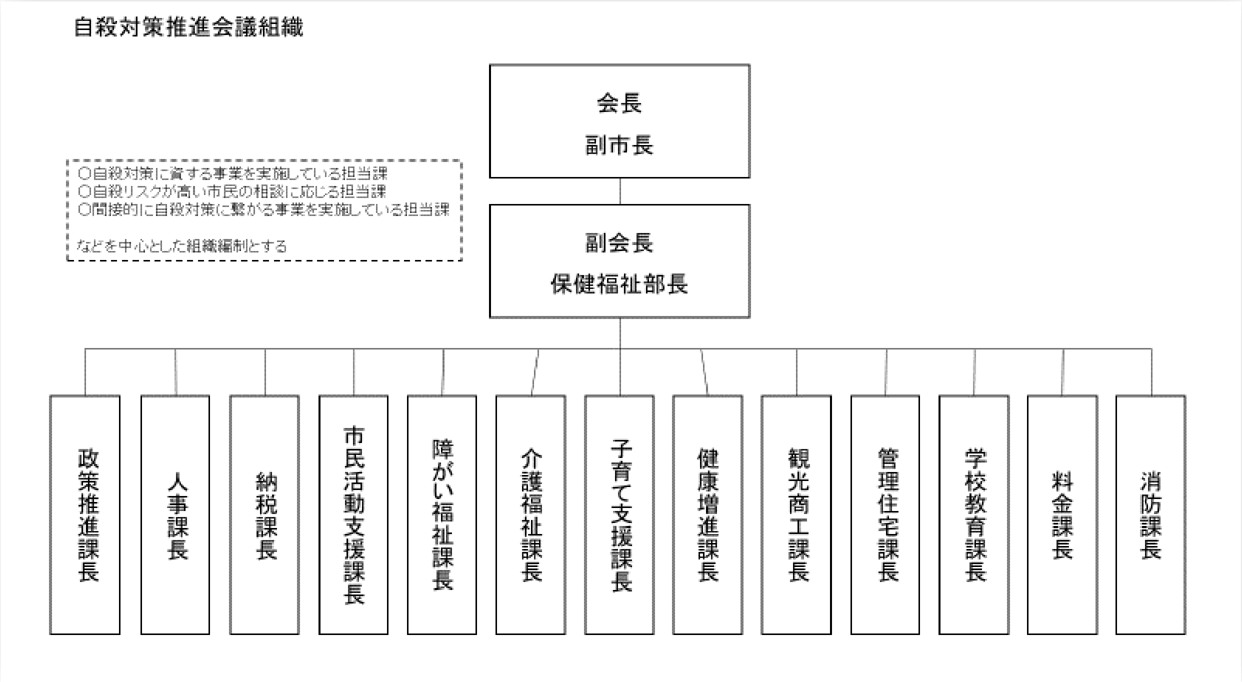

あわせて、南アルプス市庁内セーフティネット連絡会議において、実務者レベルでも進捗の共有、取り組みや課題の検討を行います。日々の業務を通して、市民一人ひとりに着実な「生きるための包括的な支援」ができる組織体制に取り組みます。

第６章　参考資料

１　「生きる支援」の視点を加えた事業案

２　自殺対策基本法

３　自殺総合対策大綱

４　自殺対策推進会議設置要綱

５　庁内セーフティネット連絡会議要綱

１　「生きる支援」の視点を加えた事業案

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
広報発行・ふるさとメール配信・ホームページ管理運営・ネットワークニュース取材制作・ニュース編集制作・行政自主放送業務委託事業	広報紙、ホームページ、ＣＡＴＶによる情報発信。山梨日日新聞社の紙面「行っち網羅」及び「ふるさとメール」サービスによるイベント情報や市内の出来事などの情報発信を行う	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、相談会等の各種事業・支援策等に関する情報を直接市民に提供する機会になり得る 「自殺対策強化月間（３月）」や「自殺予防週間（９月）」など	総合政策部 秘書課
定例記者会見事業	議会定例会前に、行政の情報がより広く報道されるよう、新聞・テレビ各社に対し、説明要旨、予算概要等を発表を行う	▼「生きる支援」等に関する具体的な取組等がある場合は、記者会見の報告項目に盛り込むことで、市民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図ることができる	総合政策部 秘書課
くらしの便利帳作成事業	くらしの便利帳は、行政の各種窓口や制度案内、市内の見どころ、歴史、病院など生活情報をまとめたもので、官民協働事業として、数年に一度発行する	▼便利帳の中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、市民に対して情報周知を図ることができる	総合政策部 秘書課
市民座談会事業	市長が地域住民のもとに出向き、施策の状況を説明し、また市民からの意見や要望等を直接聴取する機会とし、行政運営の参考とする	▼「生きる支援」等の取組を、市民座談会の際に紹介することで市民への啓発の機会となり得る	総合政策部 秘書課
南アルプス市総合戦略推進事業	市まち・ひと・しごと創生総合戦略で示した目標、具体的施策の確実な実行のため、効果の検証を行う	▼総合戦略の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる ▼今後、戦略が改訂となる際には、自殺対策と連携できる部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図ることもできる	総合政策部 政策推進課
総合案内事業	正面玄関にて、庁内案内業務を行うとともに、窓口等を案内する職員を配置する	▼どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいか尋ねてくることも少なくないと思われるため、案内を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る	総務部 総務課
職員研修事業	新任研修、管理職研修、入庁３年目研修等	▼職員研修（特に新任と管理職昇任）の１コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る	総務部 人事課
職員健康診断事業	ストレスチェック診断、健診後の事後指導	▼市民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある	総務部 人事課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
滞納整理事務	滞納処分を通じて租税債権の確実な徴収を図る	▼納税の支払い等を期限までに行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある	総務部 納税課
徴収員訪問徴収事務	訪問徴収を通じて租税債権の徴収を図る	▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	総務部 納税課
防災対策事業	策定済みの地域防災計画について、毎年、防災会議を開催し、災害に対する諸対策について協議を行い、地域の実情にあった防災対策を推進	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われているが、地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る	総務部 防災危機管理課
防災リーダー養成講座協働事業	地域防災力の向上を図るため、地域（自主防災会）において防災対策の中心となるリーダーを養成する	▼防災リーダーにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、防災リーダーが気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る	総務部 防災危機管理課
南アルプス警察署管内暴力追放推進協議会参画事業	南アルプス警察署との協定に基づき、安全安心なまちづくりを協働して推進するため、「安心安全まちづくり推進会議」において、安心安全に係る各種施策などについて協議する 南アルプス市暴力団排除条例に基づき、南アルプス警察署管内暴力追放推進協議会と連携し、暴力団排除に係る広報、啓発に取り組む	▼推進協議会で自殺実態に関する情報等も共有してもらい、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る	総務部 防災危機管理課
無料法律相談委託事業	市民からの相談に対して、無料で法律相談が受けられる機会を提供する ・弁護士会　月１回（１人年１回） ・司法書士会委託　月１回	▼各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることからも、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要となることから、相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある	市民部 市民活動支援課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
人権擁護委員活動事業	人権擁護委員の日、人権週間に合わせて特設人権相談会を２箇所で、午前10時から午後３時まで開催し、市内巡回広報や街頭啓発を行う また、市内イベントにおいて啓発物品の配布を行うほか、人権教室や人権の花運動を市内保育所、小中学校で開催する	▼街頭啓発や市内イベント等を利用し、自殺対策を啓発する機会とし得る	市民部 市民活動支援課
市民活動センター維持管理事業	市民による社会貢献活動を支援し、ＮＰＯ、市民団体等に活動の場を提供する	▼地域の NPO や市民団体にゲートキーパー研修を受講してもらい、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知っておいてもらうことで、「生きる支援」に関わる人材を増やせる可能性がある	市民部市民活動支援課
協働支援テーマ型活動助成事業	市民活動を行う市民からまちづくりや地域課題解消に資する活動を公募し、事業の一部を助成し活動する人材の育成につながる支援をする	▼地域の中で活動する団体に対し、人材育成の一環として、地域内の自殺の状況や自殺対策に関する理解を深めてもらうことで、地域の「支え手」を育成する機会になり得る	市民活動支援課
消費生活研究事業	消費生活の安定と向上を図るため、市民自らが賢い消費者となるよう県の消費者行政推進交付金事業補助金を活用して、相談業務や啓発事業を行う 消費者相談、救済体制の強化を図りながら早急な対応が可能となる、身近な場所での相談機会の充実を図るため消費生活センターを設置する	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあることから、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る	市民部 市民活動支援課
無料法律相談委託事業	消費生活センターで受けた相談内容により、弁護士等の専門的な部分がある場合は、無料法律相談や県弁護士会を紹介する	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いと思われるため、弁護士相談を紹介した市民に対して、相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行うなどにより、継続的な支援を行えれば、確実な問題解決につなる仕組みとなり得る	市民部 市民活動支援課
消費生活研究事業	県消費生活協力員６名、市消費生活推進員１４名がおり、地域の見守り等、消費生活に関することを学び、情報を地域に伝える	▼各委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域住民と支援者とのつなぎ役としての機能を果たしてもらえるようになる可能性がある	市民部 市民活動支援課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
地域自治会事業	市自治会連合会（常任理事会）及び各地区自治会連合会において、自治会活動の一助となる研修等を実施する	▼自治会等の場で自殺対策に関する講演や講習会を行うことで、地域の住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会となり得る	市民部 市民活動支援課
協働のまちづくり推進体制整備事業	市民と行政の協働のまちづくりを効果的かつ計画的に進めるため、みんなでまちづくり推進会議を設置し会議を開催する	▼推進会議で自殺対策を議題にすることで、住民の視点で「生き心地のよい地域」の実現に向けた施策等を検討する機会となり得る	市民部 市民活動支援課
市民活動センター人材育成・研修事業	市民活動団体、ＮＰＯ、市民などを対象に人材育成、研修会を開催し地域の担い手を育成する	▼研修会等の題材として自殺問題を取り上げることで、行政と地域（民間）が連携して、「地域づくり」の一環として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る	市民部 市民活動支援課
ハーモニーフォーラム開催事業	男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解と関心を深めるためフォーラムを開催する	▼テーマに即した連携が可能であれば、生きることの包括的な支援に関連する講演や、ブースの展示、資料の配布などを行うことで、市民への啓発の機会となり得る	市民部 市民活動支援課
男女共同参画啓発事業	男女共同参画社会の必要性について理解を深めてもらうため、男女共同参画情報誌「男と女のハーモニー」を発行するなど啓発活動を行う	▼情報誌の記事の一部として、生きることの包括的支援に関連したトピックも取り上げることにより、市民への情報周知や啓発を図ることができる	市民部 市民活動支援課
男女共同参画審議会開催事業	男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査、審議し施策に反映するため男女共同参画審議会を開催する	▼研修会等の中で自殺対策についても言及することにより、自殺リスクを抱えた方への対応について理解の深化を図ることができる	市民部 市民活動支援課
保護司活動支援事業	南アルプス保護区保護司会と保護司の活動を支援するため、補助金交付要綱により補助金を交付する	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくないことから、保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある	市民部 市民活動支援課
無料法律相談委託事業（交通安全対策事務）	市民からの相談に対して、無料で法律相談が受けられる機会を提供する	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があることから、加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる	市民部市民活動支援課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
国民年金受付業務	国民年金の届書、申請署等の受付、必要に応じ減免申請の紹介等を行う	▼年金の支払い等を期限までに行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある	市民部 国保年金課
保険税の賦課、減免、収納	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	▼保険税の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないことから、納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る	市民部 国保年金課 総務部 納税課
粗大ごみ運搬支援事業	一般家庭から排出される粗大ごみを本市の指定収集場所まで運搬することが困難な高齢者又は障害者で構成される世帯に対し、粗大ごみを戸別に訪問して運搬する事業	▼ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可能性があることから、独力でのゴミ出しが困難な高齢者への支援は、自殺のリスクを抱える市民へのアウトリーチ策となり得る	市民部 環境課
公害対策事業	市民から寄せられる苦情や公害の情報に対して、現地確認を行い原因を調べ対応する	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくないことから、公害や環境に関する市民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある	市民部 環境課
民生委員・主任児童委員事務	民生委員・主任児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ市民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはあることから、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る	保健福祉部 福祉総合相談課
地域福祉計画推進事業	地域福祉計画において、市民一人ひとりがささえ合い、個人の尊厳を守りながら、生き生きとした暮らしができるまちづくりの充実のため、「とも生きに支えあう地域づくり」をコンセプトに関係課・関係機関共通認識の下、福祉総合相談体制の充実に向けた取り組みを計画の念頭に置く中で、地域づくりを進める	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉推進会議や庁内セーフティネット連絡会議はその連動を進める上での要となり得る ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる ▼福祉総合相談体制の充実を図り、各機関が全世代型の相談支援を行うことで、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る	保健福祉部 福祉総合相談課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
福祉総合相談体制の充実	高齢、障害、子ども、生活困窮等各相談窓口・機関において、それぞれが全世代型の総合相談窓口という意識をもって臨めるようになるために、意識の醸成、体制整備を行う	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 福祉総合相談課
要支援者援護施策	要支援者及びその者の支援員の名簿（あったかカード）を作成し、緊急時の避難等に活用する	▼地域の見守り名簿の情報を、民生委員や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある市民へのアウトリーチに活用できる得る	保健福祉部 福祉総合相談課
生活保護施行に関する事務	就労支援、医療扶助相談、資産調査等	▼生活保護利用者は、利用していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る	保健福祉部 福祉総合相談課
生活保護各種扶助支給事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を支給する	▼訪問等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る	保健福祉部 福祉総合相談課
中国残留邦人等生活支援事業	中国残留邦人等で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、扶助を支給、また通訳設置や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もあることから、相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る	保健福祉部 福祉総合相談課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	直営で自立相談支援事業を実施し、多様な課題を抱えている方の相談に応じ、一人ひとりの状況に沿った伴走型の支援を行う	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されており、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である	保健福祉部福祉総合相談課
生活困窮者自立支援事業 （住居確保給付金）	住居を失う恐れのある方に対し、安定した生活への支援として、住居確保給付金の支給とあわせて、就労支援を行う	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、住居問題を抱えている人は、その喪失の恐れや不安から、自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い市民にアプローチする接点となり得る	保健福祉部 福祉総合相談課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
生活困窮者自立支援事業 （一時生活支援事業）	ホームレス等に対し、一時生活支援事業を活用し、一定期間宿泊先を確保する	▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねないことから、宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要である	保健福祉部 福祉総合相談課
生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習支援事業）	自己肯定感の低下している子どもに対し、信頼できる大人との関りを通じてオーダーメイドの居場所を提供し、多様な体験をする中で自尊感情の回復や対人関係の構築を図る	▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知することで、当該家庭を生きる支援につなげる等の対応が可能となり、対象者を支援につなぐ機会、接点となり得る	保健福祉部 福祉総合相談課
家庭児童相談室業務	要保護児童対策地域協議会を設置し、綿密な情報共有を行い、要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援へつなげる。養育支援訪問支援事業を通じ、養育環境が整っていない家庭への支援を行う	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である	保健福祉部 福祉総合相談課
家庭相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導・助言を行う家庭相談員を配置する	▼相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる可能性がある	保健福祉部 福祉総合相談課
障害者計画策定事業	障害者基本法に基づく市町村障害者計画を策定する	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる	保健福祉部 障がい福祉課
障害者日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の一時的な休息を目的に実施する	▼ショートステイの機会を活用し、障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得るとともに、自殺リスクへの早期対応にもつながり得る	保健福祉部 障がい福祉課
心身障害児童福祉手当支給事業 心身障害者福祉手当支給事業	障害児及び障害者の世帯の生活の安定と福祉の増進に寄与するため手当を支給する	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る	保健福祉部 障がい福祉課
障害児通所等給付事業	障害児に必要な福祉サービスを給付する （児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）	▼障害児の保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る	保健福祉部 障がい福祉課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
介護給付・訓練等給付事業	障害者及び障害児に必要な福祉サービスを給付する	▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となることから、こうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る	保健福祉部 障がい福祉課
介護給付・訓練等給付事業	障害があることにより食事等家事ができない方については、居宅介護等により支援を行う	▼心理的なサポートも併せて行うことができれば、自殺のリスクの軽減にも資する包括的な支援になる可能性がある	保健福祉部 障がい福祉課
障害者訪問入浴サービス事業	自宅の浴室や通所による入浴をすることが困難な重度身体障害者に対して、居宅を訪問し、移動式の浴槽による入浴サービスを提供する	▼訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障害者とその家族が何か問題等を抱えていると推測される場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ対応を取れるようになるなど支援の糸口になる可能性がある	保健福祉部 障がい福祉課
地域活動支援センター事業	障害者等に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等を行う	▼来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットを窓口に設置することで、対象者への情報周知を図ることができる	保健福祉部 障がい福祉課
障害者差別解消対策支援事業	障害者差別解消法の普及啓発、相談業務、紛争の防止、解決業務等を行う	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる	保健福祉部障がい福祉課
自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育などとのネットワークを構築し、地域の福祉課題を取り上げて、様々な立場の支援者が解決に向けて話し合いを行う	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。	保健福祉部 障がい福祉課
障害者虐待防止センターの設置	障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、事案の解決を行う	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る	保健福祉部 障がい福祉課
障害者相談支援センターの設置	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策（生きるための包括的な支援）の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る	保健福祉部 障がい福祉課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流の促進等を担う人材として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する	▼手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障害者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 障がい福祉課
手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者等が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 障がい福祉課
介護給付・訓練等給付事業 障害者移動支援事業	同行援護や移動支援事業によりコミュニケーション及び移動等の支援を行う	▼支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 障がい福祉課
手話通訳設置事業	来庁者に対して聴覚障害者への手話通訳、相談を行う	▼手話通訳士にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等、手話通訳士がつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 障がい福祉課
権利擁護研修会	事業所や施設従事者・庁内職員を対象とした権利擁護・虐待予防（セルフネグレクト含む）に関連した研修会を実施する	▼判断能力に不安を抱える方の中には、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があるため、従事者が事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための接点となるような存在になり得る	保健福祉部 介護福祉課
地域包括支援センター機能強化	より身近な生活圏域できめ細かく早期発見・相談対応できるよう北部地域支援センターを民間へ委託し、基幹型（南部）と両輪となり、地域包括ケアの推進を図る	▼地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担い得ることから、拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る	保健福祉部 介護福祉課
緊急通報システム整備事業	在宅高齢者の緊急時に対する容態確認や看護師による健康相談を行う	▼緊急通報対応を行う関係者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる	保健福祉部 介護福祉課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
老人クラブ支援事業	老人クラブの活動を支援する	▼研修会等で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となり得る	保健福祉部 介護福祉課
寝たきり高齢者訪問理美容サービス費助成事業	在宅の寝たきり高齢者が訪問理美容を利用した際に係る経費を助成し、在宅生活の支援を行う	▼理美容サービスを行う業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 介護福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ活動支援、栄養改善支援により専門職が集中的に訪問による指導等を行い、介護状態の重症化予防に向け、生活の改善や自立、社会参加を促す	▼各種専門職にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる	保健福祉部 介護福祉課
介護保険給付事務	居宅介護サービス・居宅介護住宅改修・居宅介護福祉用具購入・地域密着型サービス・居宅介護サービス計画等の各種給付事務を行う	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もあるため、相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し、相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る	保健福祉部介護福祉課
総合相談支援事業	高齢者とその家族の悩みごとや、介護予防、介護保険等に関する総合相談	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もあることから、介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる	保健福祉部 介護福祉課
総合相談支援事業	高齢者とその家族の悩みごとや、認知症や高齢者虐待等も含めた相談・対応	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり、また訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援（自殺対策）にもなっている	保健福祉部 介護福祉課
養護老人ホーム入所措置事業	65 歳以上で経済的理由等により居宅で養護を受けることが困難な場合に措置により入所を行う	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る	保健福祉部 介護福祉課
地域包括支援センターの運営	包括支援センター運営協議会や地域ケア会議の開催	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる	保健福祉部 介護福祉課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあることから、サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 介護福祉課
キャラバンメイト連絡会	認知症サポーター養成講座での講師、イベント会場で認知症への理解に関する普及啓発活動を行うための検討や研修会の開催を行う	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあるため、キャラバンメイトにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、キャラバンメイトがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 介護福祉課
認知症相談事業	毎週 1 回定期の相談日を設け、認知症の人や介護者の来所や電話相談に対応	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援（新しい自殺総合対策大綱における重点項目の１つ）の強化を図ることができる	保健福祉部 介護福祉課
認知症カフェ	当事者や認知症の家族がいる方、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換ができる機会を提供する	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い（支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の 1 つとされている）の推進に寄与し得る	保健福祉部 介護福祉課
実態把握事業	介護サービス未利用者の中から対象者を選定し、訪問により生活や身体の状況を把握し、必要に応じて介護予防事業や介護保険サービス等につなぐ	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る	保健福祉部 介護福祉課
サポートリーダー養成支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の普及を目的にサポートリーダーの普及・支援を行う	▼サポートリーダーとなる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる	保健福祉部 介護福祉課
在宅医療・介護連携推進会議	住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な医療･介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする会議を開催し、資源の把握や在宅医療･看取り等の推進に関する検討を行う	▼推進会議での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある	保健福祉部 介護福祉課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
地域子育て支援力拡大事業	子育てネットワーク会議、子育てイベントの実施、ホームスタート事業の人材育成を行う	▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る	保健福祉部 子育て支援課
地域子育て支援事業	地域の子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施、又は支援する	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもあるため、保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る	保健福祉部子育て支援課
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により、放課後に児童が帰宅しても家庭が留守になってしまうことで家庭での保育が受けられない小学校全学年の児童を対象に公共施設で一定の時間預かり保育を行う	▼学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得ることから、放課後児童クラブの職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある	保健福祉部 子育て支援課
民間保育所運営事業 市内保育所管理運営事務	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児の相談、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談を行う	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 子育て支援課
市内保育所管理運営事務	保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける	▼保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われるため、所長等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る	保健福祉部 子育て支援課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
ファミリーサポートセンター運営事業	「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」を会員とし、相互援助活動を行う	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みのある保護者等に対する自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある	保健福祉部 子育て支援課
児童扶養手当給付事業	児童扶養手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があることから、手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る	保健福祉部 子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、ひとり親が抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る	保健福祉部 子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金事業	（1）自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する （2）高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、また養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する （3）高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講費用の2割を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割（上限あり）を支給する	▼それぞれの給付金申請時に申請者とやりとりができるのであれば、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげる接点になり得る	保健福祉部 子育て支援課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
母子生活支援施設入所措置に関する事業	ＤＶ被害等により生活や子どもの養育が困難な母子を専門施設に入所させ、保護するとともに自立の促進を支援する	▼母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくないことから、施設入所の斡旋を通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る	保健福祉部子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る	▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる	保健福祉部 子育て支援課
健康増進計画・食育推進計画策定進行管理事業	健康かがやきプラン（健康増進計画・食育推進計画）の策定及び推進、健康づくり推進協議会の運営、健康を考える会の運営を行う	▼会議等において、自殺対策（生きることの包括的支援）を取り上げることで、市民への周知、啓発の機会になり得る ▼計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる	保健福祉部 健康増進課
救急医療確保対策事業 中北地域保健医療推進委員会（輪番型休日夜間急患診療）参画事業	休日夜間における救急医療体制（在宅型）を確保するため、中巨摩医師会に業務委託を行い、また中北地域保健医療推進委員会に負担金を支払う	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る	保健福祉部 健康増進課
新任保健師育成事業	経験のある先輩保健師が、プリセプターとして新人保健師の支援にあたり、地区担当及び業務担当はそれぞれの担当保健師より指導を受け、プリセプターからは、保健師として、また行政職として人事課が行う研修のアシストを行う 主として、新人保健師はプリセプターが支援するが、健康増進課全体で重層的な支援を行い、プリセプターを支援する	▼保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自殺対策に関する講義を入れることにより、新任時より自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるようになる	保健福祉部 健康増進課
マタニティスクール 愛育会支援事業	マタニティースクールや愛育会組織に対してポピュレーションアプローチを実施する	▼愛育会に対して自殺対策に関する研修を実施することで、市民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、ファミリーヘルス推進員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる可能性になる	保健福祉部 健康増進課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
健診(検診) 事業 健康教育事業	30 歳以上（一部 20 歳以上）を対象に基本健診及び各種がん検診を実施し、生活習慣病等の早期発見と予防、重症化予防に繋げ、働き盛り世代の健康増進を図る 生活習慣病やがん等の正しい知識の普及を図り、健康の保持増進に繋げる健康教育を実施する 中北地域・職域保健連携協議会に参画し、働き盛り世代の健康づくりについて検討し市民へ情報提供や関係機関との連携強化を図る	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくことで、労働者向けの生きることの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる	保健福祉部 健康増進課
健康かがやきプラン推進イベント開催事業	健康増進計画及び食育推進計画に基づき、市民の健康意識を高揚する目的で、食育の推進、運動、こころの健康増進をテーマにイベントを実施する	▼イベントのテーマで自殺対策（生きることの包括的な支援）を取上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うなど、住民への啓発の機会として活用し得る	保健福祉部 健康増進課
健康教育事業	住民や地域組織等から依頼があれば一般健康教育事業として実施する	▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる	保健福祉部 健康増進課
健診(検診)事業 総合健診結果説明会・相談事業	30 歳以上（一部 20 歳以上）を対象に基本健診及び各種がん検診、健診結果説明会を実施し、生活習慣病等の早期発見と予防、重症化予防に繋げ、働き盛り世代の健康増進を図る	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る	保健福祉部 健康増進課
母子健康手帳交付事業	母子健康手帳交付時に、母のメンタルの状況も聞き取り、状況に応じた支援を行う	▼保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる	保健福祉部 健康増進課
乳児訪問事業	産後概ね４か月までの時期に訪問を行い、産後うつの早期発見と予防を行う	▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる	保健福祉部健康増進課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
ラヴィの部屋及び健康相談	助産師、保健師、臨床心理士など状況に応じて専門スタッフによる相談を行う	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る	保健福祉部 健康増進課
すこやか発達相談 すくすく相談 幼児健診時の相談	育てにくさを感じている母に対しての育児相談及び発達支援につなげる相談を行う	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る（取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る）	保健福祉部 健康増進課
産前産後ケア事業	健康科学大学産前産後ケアセンターに事業委託を行い、宿泊及び日帰りケアを行う また、助産師及び臨床心理士による産婦支援も行う	▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る	保健福祉部 健康増進課
乳幼児健康相談 離乳食教室 とりわけ離乳食教室	定例の健康相談での栄養士による個別指導を行う（６～７か月児向けの離乳食教室及び９～１０か月児向けの大人の食事からのとりわけ離乳食教室を実施、調理実習と栄養士による個別相談を実施）	▼離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の １ つとして明記されている	保健福祉部 健康増進課
２歳児歯科健診	２歳６か月を対象に歯科を中心にした健診、歯科診察及び歯科衛生士による歯磨き指導及びフッ素塗布を実施する	▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得るため、貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る	保健福祉部 健康増進課
重複受診多受診者訪問	国保年金課と健康増進課で連携し、重複多受診者訪問を実施、医療費の適正化に向けた指導や健康相談を実施する	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われるため、訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る	保健福祉部 健康増進課 市民部 国保年金課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
健診(検診)事業	30 歳以上（一部 20 歳以上）の市民を対象に基本健診や各種がん検診を実施する	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る	保健福祉部 健康増進課
健康増進計画・食育推進計画策定進行管理事業 健康かがやきプラン推進イベント開催事業 幸せ実感南アルプス市健康リーグ事業	健康づくり推進協議会の運営、健康を考える会の運営、健康フェスタの開催、 健康リーグ事業の表彰を行う	▼イベント、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策（生きることの包括的支援）との連携強化につながり得る	保健福祉部 健康増進課
食生活改善推進員養成事業	食生活改善推進員を概ね 50 世帯に 1 人を目安に養成し、地域で主体的に地域住民の健康保持増進を図ることが出来るよう支援している	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われるため、推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある	保健福祉部 健康増進課
食生活改善推進員会運営・支援事業 食生活改善推進支援事業	食生活改善推進員が、食に関する知識を広め食生活の改善を推進するために実施する事業に対し補助や支援を行う	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われるため、各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、市民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い市民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る	保健福祉部健康増進課
健康増進計画・食育推進計画策定進行管理事業	健康づくり推進協議会の運営を行う	▼委員にゲートキーパー研修を受講してもらい、地域の健康リスクの高い方の状態把握について理解を深めてもらうことにより、委員が自殺リスクの高い重度の疾病者等を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある	保健福祉部 健康増進課
健康相談事業	随時、健康増進課窓口や訪問等で市民の医療や健康に関する相談を実施する	▼医療に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得るため、相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば心理士や他機関につなぐなどの対応を取ることにより、支援への接点となり得る	保健福祉部 健康増進課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
企業ガイダンス	新規卒業見込者及び未就職者、再就職希望者の就職促進を図ると共に市内企業の人材確保を支援する	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）でもあるが、さらに就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援（自殺対策）にもなり得る	農林商工部 観光商工課
勤労者生活安定資金貸付制度	生活の維持及び向上を目的として、市内在住の勤労者に対する融資を行う	▼資金の貸与時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る	農林商工部 観光商工課
創業支援事業	創業者が対象事業を受講することにより、各支援制度を受けることが可能になる	▼創業支援事業において、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する情報発信の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会とし得る	農林商工部 観光商工課
小口資金融資制度	小規模事業者の方が事業経営に必要とする資金において、金融機関を通じて低利融資を受けられる なお、融資を利用するにあたり必要な山梨県信用保証協会の信用保証料については保証料補助（南アルプス市：25%）や利子補給の制度（南アルプス市：借入金の 1%を補助）も受けられる	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る ▼健康経営促進に向けた PR 案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る（それらは労働者への生きることの包括的支援につながり得る）	農林商工部 観光商工課
市営住宅維持管理業務	市営住宅の維持管理・公募業務を行う	▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る	建設部 管理住宅課
住宅使用料滞納整理	住宅使用料の徴収率の向上を図るため滞納者に対し電話や訪問をし納付指導を行う	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある	建設部 管理住宅課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
教育総合会議 教育大綱の策定	教育大綱の策定を行う	▼子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる	教育委員会 教育総務課
司書臨時職員配置事業	小中学校における図書サービスの充実をｊ図るため、学校司書が未配置の小中学校に臨時職員を配置する	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や 3 月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる	教育委員会 教育総務課
南アルプス市奨学金貸与事業	奨学金に関する事務を実施する	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる	教育委員会 教育総務課
スクールガードリーダー事業・南アルプス市学校応援団育成事業	小中学校の担当、学校応援団コーディネーター、スクールガードリーダーが一堂に会し、それぞれの活動状況を報告し合うことを通じ、互いの取組を理解し合い、連携を深めることで、児童生徒の安全性を高める	▼地域に自殺対策関連の活動を行う機関や団体がある場合には、セッションの機会を活用し、学校と自殺対策関連の団体との連携促進を図ることができる	教育委員会学校教育課
南アルプス市学校応援団育成事業	各中学校区ごとにコーディネーターを配置し、地域ボランティアを募る コーディネーターは、学校の要望に対応したボランティアを派遣し、小中学校の教育活動を支援する 市教育委員会は、研修会を実施し、コーディネーターのスキルアップを図る	▼コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図れる	教育委員会 学校教育課
部活動指導員任用事業	中学校部活動を担当する外部指導員を雇用し、部活動指導教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る	▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面があるため、地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援（支援者への支援）を強化し得る	教育委員会 学校教育課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
就学時健診事業 教育相談事業	地区ごとに就学時健診を実施して就学予定児童の健康状態を把握し、小学校に就学するための健康に関する指導・助言を行う 特別な支援を要する児童に対しては、関係機関と連携を図りながら障害及び発達の状態に応じた相談を行い、適切な就学につなげる	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定されるため、各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る	教育委員会 学校教育課
小学校要保護就学援助及び特別支援教育就学奨励事業 小学校準要保護就学援助事業 中学校要保護就学援助及び特別支援教育就学奨励事業 中学校準要保護就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者を援助するため、また、特別支援教育に在籍する児童生徒の保護者を支援するため、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助する	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられるため、費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る	教育委員会 学校教育課
いじめ・不登校未然防止推進事業	いじめ・不登校の未然防止のため、個々の児童生徒や学級集団の状態を把握する心理テストを実施し、支援を必要とする児童生徒の早期発見・早期対応を支援する	▼客観的指標として心理テスト結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る	教育委員会 学校教育課
教員の多忙化改善対策委員会の実施	教職員の代表と市教育委員会事務局とで多忙化改善対策委員会を実施し、教員の多忙化解消に取り組む	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る	教育委員会 学校教育課
いじめ・不登校未然防止推進事業	児童生徒の問題行動を、いじめ・不登校と同じ枠の中でとらえ、研修会を実施し、教職員のスキルを高める	▼問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もあるため、教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る ▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる	教育委員会 学校教育課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
学びの質を高める授業づくり推進事業	主体的で対話的な深い学びにつながる授業づくりを目指し、３校を指定校として、市内全小中学校での研究を推進する	▼題材の選定が可能ならば、SOS の出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る	教育委員会 学校教育課
教育相談事業	学校での不安や心配事の解消を図るため、教育相談員を配置し、児童生徒やその保護者等からの相談に対応した。相談窓口として、専用電話（ふれあいダイヤル）を開設し、相談業務を充実する	▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る ▼教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる	教育委員会 学校教育課
教育相談事業	教育相談員が、課題を抱えた児童生徒に対し、県教委配置のスクールソーシャルワーカーと連携しながら、関係機関等とのネットワークを活用し、課題解決に向けた支援を行う	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定されるため、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る	教育委員会学校教育課
教育支援センター運営管理	不登校児童生徒の指導上の諸問題を解決するため、教育支援センターを設置し、教育相談や学習支援を行う（現段階では、中学生のみ）	▼指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある ▼ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある	教育委員会 学校教育課
南アルプス市ホームタウンゲームの活動支援事業	山梨県をホームにしているヴァンフォーレ甲府と山梨クイーンビーズへの支援を通した地域の観光 PR 活動や地域の活性化を図る	▼自殺対策強化月間（3 月）や自殺予防週間（9 月）に、地元スポーツチームとして、住民への「いのち支える自殺対策」の啓発に協力してもらえれば、より幅広い層の住民に情報やメッセージを届けることができる	教育委員会 生涯学習課
生涯学習推進事業	生涯学習講座の開催。学習機会の提供や学習活動への支援を通して、学びをはじめさまざまな活動への取り組みや充実した生活を送るきっかけを図る	▼講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する市民の理解促進を図ることができる	教育委員会 生涯学習課
青少年育成推進会議運営事業	青少年育成推進会議を旧町村地区ごと設置し、青少年を対象とする諸問題に前向きに取り組むため、青少年推進委員を中心に活動を行う	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高いことから、青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある	教育委員会 生涯学習課

事業名	事業概要	「生きる支援」の視点を加えた事業案	部署名
青少年育成南アルプス市民会議支援事業	青少年育成市民会議を設置し、市全体の青少年問題に対する情報共有を行い、市の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全育成を図る	▼市民会議において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある ▼地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある	教育委員会 生涯学習課
市立図書館運営事業 子どもの読書活動推進事業 生涯学習推進事業	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 映画会・お話し会・講演会等の開催など教育・文化サービスの提供 メンタルヘルスをテーマとした特集展示の開催	▼図書館を啓発活動の拠点とし連携できれば、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布など、市民に対する情報提供の場として活用し得る ▼学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある	教育委員会 市立図書館
水道料金業務	水道料金の督促及び停水処分、また滞納整理を行う	▼徴収員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、徴収員が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある ▼滞納者に対する水道料金票に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、市民に対する情報周知を図れる	企業局 料金課
地域 MC 協議会参画事業	救急救命士、救急資格者の養成及び　救急救命士の救急業務高度化教育を行う 地域 MC 協議会参画し、事後検証体制の充実を図る	▼救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ることができる	消防本部 消防課
消防職員育成参画事業	県自殺防止センターなどにより開催される研修会、講習会への参加を募り、関係機関との有機的な連携を図る	▼啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について市民に情報周知を図ることができる	消防本部 消防課

２　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）

目次

第１章　総則（第１条～第１１条）
第２章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第１２条～第１４条）
第３章　基本的施策（第１５条～第２２条）
第４章　自殺総合対策会議等（第２３条～第２５条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

３　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

４　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

５　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

３　国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第４条　事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第５条　国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第６条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第７条　国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

２　自殺予防週間は９月１０日から９月１６日までとし、自殺対策強化月間は３月とする。

３　国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

４　国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第８条　国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第１７条第１項及び第３項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第９条　自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第１０条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第１１条　政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第２章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第１２条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第２３条第２項第１号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第１３条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第１４条　国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第３章　基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第１５条　国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第１６条　国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第１７条　国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

３　学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図

りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第１８条　国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第１９条　国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第２０条　国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第２１条　国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第２２条　国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第４章　自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第２３条　厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）自殺総合対策大綱の案を作成すること。

（２）自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

（３）前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）
第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
３　委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
４　会議に、幹事を置く。
５　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
６　幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
７　前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
（必要な組織の整備）
第２５条 前２条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

３　自殺総合対策大綱

自殺総合対策大綱
～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

第１　自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成１８年１０月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきた。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年２万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第２　自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

平成１９年６月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成１０年の急増以降年間３万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成２２年以降７年連続して減少し、平成２７年には平成１０年の急増前以来の水準となった。自殺者数の内訳を見ると、この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、その人口１０万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著である。

しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、２０歳未満は自殺死亡率が平成１０年以降おおむね横ばいであることに加えて、２０歳代や３０歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進７か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として２万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

＜地域レベルの実践的な取組をＰＤＣＡサイクルを通じて推進する＞

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、施行から１０年の節目に当たる平成２８年に基本法が改正され、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなった。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なＰＤＣＡサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第３　自殺総合対策の基本方針

１．生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒

産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

２．関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

＜「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携＞

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

＜精神保健医療福祉施策との連携＞

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、これら各施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めたとした地域に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

３．対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の３つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

１）個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

２）問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

３）法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る３つのレベルの個別の施策は、

１）事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知

識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、

２）自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、

３）事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、

の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因)」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。

また、ＳＯＳの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

４．実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

平成２８年１０月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ２０人に１人が「最近１年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

＜マスメディアの自主的な取組への期待＞

また、マスメディアによる自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性もある。

このため、報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、自殺報道に関するガイドライン等を周知する。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるようマスメディアによる自主的な取組が推進されることを期待する。

５．国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

＜国＞

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なＰＤＣＡサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

＜地方公共団体＞

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

＜民間団体＞

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

＜国民＞

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

第４　自殺総合対策における当面の重点施策

「第２　自殺総合対策の基本的考え方」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、８つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先

的に推進すべきである。

１．地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

平成２８年４月、基本法の改正により、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされたことを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

（１）地域自殺実態プロファイルの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。【厚生労働省】

（２）地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。【厚生労働省】

（３）地域自殺対策計画の策定等の支援

国は、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・推進を支援する。【厚生労働省】

（４）地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

（５）地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、自殺総合対策推進センターによる研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。【厚生労働省】

（６）自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

２．国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成２８年４月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について新たに規定された。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

（１）自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第７条に規定する自殺予防週間（９月１０日から１６日まで）及び自殺対策強化月間（３月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約３人に２人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省、関係府省】

（２）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

１８歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省】

（３）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含

む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、厚生労働省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより突発的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

（４）うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

３．自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

（１）自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、教育、労働等の領域における個別的対応や制度的改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

自殺総合対策推進センターにおいては、自殺対策全体のＰＤＣＡサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビデンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策にいかせるよう、情報の集約、提供等を進める。【厚生労働省】

（２）調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

（３）先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、自殺総合対策推進センターにおける、自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージなど必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する。【厚生労働省】

（４）子ども・若者の自殺等についての調査

児童生徒の自殺の特徴や傾向、背景や経緯などを分析しながら、児童生徒の自殺を防ぐ方策について調査研究を行う。【文部科学省】

また、児童生徒の自殺について、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。【文部科学省】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】

（５）死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（平成２６年６月１３日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【内閣府、厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進協議会及び保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第３３条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【内閣府、厚生労働省】

子どもの自殺例の実態把握に活用できるよう、先進地域においてすでに取り組みつつある子どもの全死亡例（自殺例を含む。）に対するチャイルドデスレビューを、全国的に推進する。【厚生労働省】

（６）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

（７）既存資料の利活用の促進

警察や消防が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について地域自殺対策の推進にいかせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における証拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、政府横断組織として官民データ活用推進戦略会議の下に新たに置かれるＥＢＰＭ推進委員会（仮称）等と連携し、自殺対策に資する既存の政府統計ミクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方自治体への提供を推

進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、自治体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及などを推進する。【総務省、厚生労働省】

４．自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約３人に１人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

（１）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

（２）自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携して課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

（３）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

（４）教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教

職員に対し、ＳＯＳの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したＳＯＳについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

（５）地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

（６）介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

（７）民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

（８）社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

（９）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師等業務の性質上、

ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

国民一人ひとりが、周りの人の異変に気づいた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。【厚生労働省】

(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】

(12) 家族や知人等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずにすむよう、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

(13) 研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資材の開発を推進するとともに、自殺総合対策推進センターにおける公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

５．心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

(１) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成２７年１２月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環

境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成２９年３月２８日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成２６年７月２２日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行う。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

（２）地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農村における高齢者福祉対策を推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

（３）学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がＳＯＳを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

（４）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別･偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成２８年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するＤＰＡＴ隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とＤＰＡＴを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

６．適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療に

つながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

（2）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これら心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬での取扱いを含めた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

（3）精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

（4）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

児童・小児に対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局など療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

（６）うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

（７）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療

機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

（８）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

７．社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

（１）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、２４時間３６５日の無料電話相談（よりそいホットライン）を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）を設定し、引き続き当該相談電話を利用に供するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約３人に２人以上が当該相談電話について聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

（２）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、

セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

（３）失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

（４）経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

（５）法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

（６）危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

（７）ＩＣＴを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時のため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識

の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】
若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやＳＮＳ上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ＩＣＴ（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

（８）インターネット上の自殺関連情報対策の推進
インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削除依頼を行う。【警察庁】
また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省】

（９）インターネット上の自殺予告事案への対応等
インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】
また、インターネットにおける自殺予告サイトや電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

(10) 介護者への支援の充実
高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

(11) ひきこもりへの支援の充実
保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実

を図る。【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いちはやく）」について、毎年１１月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、ＰＴＳＤ等精神疾患の有病率が高い背景として、ＰＴＳＤ対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、科学的根拠に基づく対策の実施に必要な調査研究を行う。【厚生労働省】

(13) 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで

相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

(15) 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業)」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、産後ケア事業の法律上の枠組みについて、今後の事業の実施状況等を踏まえ検討する。【厚生労働省】

(16) 性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的指向や性同一性障害に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、２４時間３６５日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向や性自認についての不理解を背景としてパワーハラスメントが行われ得ることを都道府県労働局に配布するパワーハラスメント対策導入マニュアルにより周知を図るほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあり得ることについて、引き続き、周知を行う。【厚生労働省】

(17) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、ＦＡＸ、メール、ＳＮＳ等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやＳＮＳ上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ＩＣＴ（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

(18) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

(19) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

(20) 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行う。【厚生労働省】

８．自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実する。

（1）地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

（2）救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

（3）医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（4）居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」

を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（５）家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感の改善、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催する。【厚生労働省】

（６）学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺未遂があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

９．遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

（１）遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

（２）学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

（３）遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、自殺総

合対策推進センターを中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的問題も含め検討する。【厚生労働省】

（４）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

（５）遺児等への支援

地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成２８年４月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとするとされた。

（１）民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】

活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資材の開発や研修資材の開発支援、研修受講の支援などにより、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

（２）地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、消費者被害経験者等）の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

（３）民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

（４）民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、２０歳未満は平成１０年以降おおむね横ばいであり、２０歳代や３０歳代は他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、２８年４月、基本法の改正により、学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

（１）いじめを苦にした子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、　全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような２４時間の全国統一ダイヤル（２４時間子供ＳＯＳダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体

を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権ＳＯＳミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦に自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

（２）学生・生徒等への支援の充実

１８歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】【再掲】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような２４時間の全国統一ダイヤル（２４時間子供ＳＯＳダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権ＳＯＳミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文部科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係　機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

（３）ＳＯＳの出し方に関する教育の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、ＳＯＳの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したＳＯＳについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

（４）子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対

する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（６）若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやＳＮＳ上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ＩＣＴも活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

（７）知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められているという事案（いわゆる「共倒れ」）も発生していると言われている。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

（1）長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革実行計画」を踏まえ、労働基準法を改正し、週４０時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として、月４５時間、かつ、年３６０時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年７２０時間（＝月平均６０時間）とする。かつ、年７２０時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。【厚生労働省】

加えて、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設ける。【厚生労働省】

また、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めた全ての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進する。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、企業向けの新たな労働時間の把握に関するガイドラインの周知を行う。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成２７年１２月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メ

ール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

（３）ハラスメント防止対策

パワーハラスメントの防止については、「働き方改革実行計画」において「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、有識者と労使関係者からなる検討会を開催し、職場のパワーハラスメントの実態や課題を把握するとともに、職場のパワーハラスメント対策の強化についての検討を行う。【厚生労働省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の指導も行う。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

第５　自殺対策の数値目標

平成２８年４月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成３８年までに、自殺死亡率を２７年と比べて３０％以上減少させることとする。注）

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、その在り方も含めて数値目標を見直すものとする。

注）　世界保健機関 Mortality Database によれば、先進諸国の自殺死亡率は、フランス１５．１（２０１３）、米国１３．４（２０１４）、ドイツ１２．６（２０１４）、カナダ１１．３（２０１２）、英国７．５（２０１３）、イタリア７．２（２０１２）である。

平成２７年の自殺死亡率は１８．５であり、それを３０％以上減少させると１３．０以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成２９年推計）によると、平成３７年には約１億２３００万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約１万６０００人以下となる必要がある。

第６　推進体制等

１．国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、自殺総合対策推進センターは、関係者が連携して自殺対策のＰＤＣＡサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がＰＤＣＡサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、あわせて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

２．地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロファイルや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターの設置と同センターにより管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって

構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域自殺対策計画の策定等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情
報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員が配置されるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これら地域における取組に民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

３．施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設け、効果的に自殺対策を推進する。

４．大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね５年を目途に見直しを行う。

４　自殺対策推進会議設置要綱

南アルプス市自殺対策推進会議設置要綱

平成３０年９月１９日
告示第１４７号

（設置）
第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第３条第２項の規定に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ円滑的に推進するため、南アルプス市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）　自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
（２）　自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
（３）　自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
（４）　自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
（５）　その他自殺対策の総合的な推進に関すること。
（組織）
第３条　推進会議の委員は、別表に掲げる職員をもって組織する。
２　推進会議の会長は副市長を、副会長は保健福祉部長をもって充てる。
３　会長は、推進会議を代表し、推進会議を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員は、会長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
５　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（庶務）
第５条　推進会議の庶務は、保健福祉部福祉総合相談課において処理する。
（その他）
第６条　この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が

会議に諮って定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

副市長、保健福祉部長、政策推進課長、人事課長、収税対策課長、みんなでまちづくり推進課長、障害福祉課長、介護福祉課長、子育て支援課長、健康増進課長、観光商工課長、建築住宅課長、学校教育課長、料金課長、消防課長

５　庁内セーフティネット連絡会議要綱

南アルプス市庁内セーフティネット連絡会議要綱

平成２８年３月２２日
訓令第４号

（設置）

第１条　生活困窮者及び自殺及び虐待等により生活に困難を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する庁内における支援体制の整備を図るため、南アルプス市庁内セーフティネット連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　地域福祉計画の推進により構築を目指す福祉総合相談支援体制の検討に関すること。

（２）　生活困窮者等の支援を図るため、関係機関及び庁内相互の連携に関すること。

（３）　地域福祉計画の普及及び啓発に関すること。

（４）　自殺対策計画の普及、啓発及び推進に関すること。

（５）　その他必要な事項に関すること。

（構成員）

第３条　連絡会議は、各部局の担当リーダーのうちから福祉総合相談課長が指名する者をもって構成する。

（会議）

第４条　連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、福祉総合相談課長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　会議は、構成員全体を対象に行う全体会議及び個別の支援を対象に行う個別会議とする。

（庶務）

第５条　連絡会議の庶務は、保健福祉部福祉総合相談課が処理する。

（その他）

第６条　この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

南アルプス市自殺対策計画

２０１９年（平成３１年）３月
発　行　南アルプス市保健福祉部福祉総合相談課
〒400-0395　山梨県南アルプス市小笠原３７６
ＴＥＬ　０５５－２８２－７２５０
ＦＡＸ　０５５－２８２－６０９５